

令和4年度第1回印西市学校給食センター運営委員会次第

日 時：令和4年7月8日（金）

午前10時30分

場 所：中央学校給食センター2階会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 教育長あいさつ

4 自己紹介

5 役員の選出

6 議 事

- (1) 学校給食センター運営委員会について
- (2) 学校給食の概要について
- (3) 令和3年度事業実施状況及び令和4年度事業実施予定について
- (4) 学校給食費について
- (5) 食に関する指導等について
- (6) (仮称)新高花学校給食センター建設事業について
- (7) その他

7 そ の 他

8 閉 会

印西市学校給食センター運営委員会委員名簿

任 期：令和4年7月1日から令和6年6月30日まで

令和4年7月1日現在

番号	氏 名	住所／ 学校所在地	備 考
1	篠 塚 俊 満	印西市西の原	中学校代表 校長会（西の原中学校）
2	吉 野 高 明	印西市小倉台	小学校代表 校長会（小倉台小学校）
3	高 濱 久美子	印西市高花	P T A連絡協議会 保護者
4	大 崎 幸 子	印西市高花	P T A連絡協議会 保護者
5	秋 谷 有 希	印西市 武西学園台	P T A連絡協議会に加入してい ない又はP T Aのない学校 保護者
6	石 丸 佑香里	印西市東の原	知識経験者 学校薬剤師会
7	花 安 利 章	印西市西の原	知識経験者 元学校長
8	山 本 靖 子	印西市大森	知識経験者 教育委員会指導課 指導主事
9	藤 崎 喜 仁	印西市高花	知識経験者 保護司

(1) 学校給食センター運営委員会について

印西市学校給食センター運営委員会については、条例・規則で設置の趣旨や組織内容などが規定されています。

印西市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（運営委員会）

第6条 給食センターの適正な運営を図るため、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問機関として、印西市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の委員の定数は、10人以内とする。

（委員）

第7条 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則（抜粋）

（学校給食費）

第8条 保護者並びに学校給食を受ける教職員及び市職員は、学校給食費を納入しなければならない。

2 学校給食費の額は、印西市教育委員会が条例第6条第1項に規定する印西市学校給食センター運営委員会に諮問をし、その答申に基づき、市長と協議をして決定するものとする。

（組織）

第16条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 公立小中学校長代表 2人以内
- (2) 公立小中学校保護者代表 4人以内
- (3) 知識経験を有する者 4人以内

（任期）

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第18条 運営委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第19条 運営委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

（運営委員会の庶務）

第20条 運営委員会の庶務は、学校給食課において処理する。

(2) 学校給食の概要について

1. 目的・目標

学校給食は、学校給食法に基づき実施されるもので、成長期にある児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供するのみならず、食を通じて豊かな人間性を育み、生涯にわたり健康で充実した生活を送る能力を養う学校教育の一環として取り組まれています。

また、学校給食の実施に当たっては、食育の視点を踏まえ次の7つの目標が掲げられています。

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について、正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2. 給食の提供

印西市では、共同調理場方式を採用し、3か所の給食センターで市内の全小中学校に年間190日給食を提供しています。

献立は、栄養士の資格を持つ職員が栄養バランスを考慮しつつ多様な食材を用いるよう工夫して作成し、お米をはじめ地元食材を積極的に使用しています。

また、週4日の米飯給食を実施し、残り1日は麺やパン食としています。

調理や配送は専門業者に委託しており、職員監督のもと衛生管理を徹底し、1日約11,000食を提供しています。

給食費については、食材費用分として月額で小学校4,620円、中学校5,140円を保護者に負担してもらっています。

3. 給食センター

①中央学校給食センター（コスモスキッチン）

所在地 印西市鹿黒南一丁目5番地

敷地面積 11,333.19 m²

開設 平成29年8月

調理能力 6,000食（3,000食×2）

受配校 （第一調理場）

小林小、木刈小、原山小、

小林北小、高花小、原小、滝野小

（第二調理場）

木下小、大森小、船穂小、内野小、小倉台小、西の原小

その他 アレルギー対応給食、給食レストラン実施



②牧の原学校給食センター

所在地 印西市牧の原二丁目5番地

敷地面積 6,000.01 m²

開設 平成8年4月

調理能力 3,000食

受配校 印西中、船穂中、木刈中、
小林中、原山中、西の原中、
滝野中



③印旛学校給食センター

所在地 印西市美瀬二丁目2番地

敷地面積 4,272.17 m²

開設 平成5年4月

調理能力 2,000食

受配校 六合小、平賀小、本埜小、
いには野小、牧の原小、
印旛中、本埜中



※児童生徒の増加に対応するため、旧高花学校給食センター跡地に3,000食規模の新給食センターの建設を進めています。

現在、工事設計中で今年度中の着工、来年度中の完成、令和6年度早期の開設を目指しています。

(3) 令和3年度事業実施状況及び令和4年度事業実施予定について

①令和3年度事業実施状況

実施期日	事業名	開催場所	主な内容
7月2日 (金)	第1回 運営委員会	中央学校給食 センター	・委嘱状の交付 ・役員の選出 ・学校給食事業の説明 ・印西市学校給食センターの整備計画について
11月18日 (木)	第2回 運営委員会	中央学校給食 センター	・今後の給食センターにおける給食食材の放射能検査について ・給食費の第3子無償化について ・給食費及び賄材料費の状況について ・令和4年度及び令和5年度における給食の対応について ・(仮称)新高花学校給食センター建設事業について
2月18日 (金)	第3回 運営委員会	(書面開催)	・令和4年度給食実施回数(案)について ・今後の給食費及び賄材料費について案のとおり改正することについて ・令和4年度における給食センターの見学及び試食等の実施について

②令和4年度事業実施予定

実施期日	事業名	開催場所	主な内容
7月8日 (金)	第1回 運営委員会	中央学校給食 センター	・委嘱状交付 ・役員の選出 ・学校給食センター運営委員会について ・学校給食事業の説明 ・学校給食費について ・(仮称)新高花学校給食センター建設工事について
10月	第2回 運営委員会	中央学校給食 センター	・学校給食費について ・(仮称)新高花学校給食センター建設工事について
2月	第3回 運営委員会	中央学校給食 センター	・令和5年度給食実施回数(案)について ・令和5年度運営委員会事業計画(案)について

(4) 学校給食費について

1. 学校給食費の法的根拠

学校給食費については、学校給食法第 11 条で施設及び設備に要する経費や学校給食の運営に要する経費以外は、児童生徒の保護者が負担するとされています。

⇒ 学校給食費 = 食材料費

なお、保護者の負担を軽減するために、自治体が予算措置により学校給食費を補助することを禁止するものではありません。

学校給食法（抜粋）

（経費の負担）

第 11 条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

2. 市の学校給食費の変遷

時 期	小学校	中学校	備 考
平成 7 年度(1995 年度)以前	3,600 円	4,100 円	
平成 8 年度(1996 年度)～	4,000 円	4,500 円	185 食／年 小学校 237 円／食 中学校 267 円／食
平成 21 年度(2009 年度)～	4,500 円	5,000 円	190 食／年 小学校 260 円／食 中学校 289 円／食
平成 26 年度(2014 年度)～※ 1	4,620 円	5,140 円	190 食／年
令和元年度(2019 年度)～※ 2	(月額) (8 月除く)	(月額) (8 月除く)	小学校 267 円／食 中学校 297 円／食

※ 1 消費税率 5 % → 8 % に伴い学校給食費を改定

※ 2 消費税率 8 % → 10 %（飲食料品が軽減税率の対象のため、学校給食費を据置）

⇒ 平成 2 1 年度以降、実質的に学校給食費を据え置いている

3. 印西市と千葉県平均の比較（令和3年度千葉県学校給食実施状況等調査より）

区 分		平均月額（円）			平均単価（円）		
		平成 21 年度	令和 3 年度	比 較	平成 21 年度	令和 3 年度	比 較
印西市	小学校	4,500	4,620	120(2.6%)	261	267	6(2.3%)
	中学校	5,000	5,140	140(2.8%)	290	297	7(2.4%)
県平均	小学校	4,289	4,609	320(7.4%)	252	269	17(6.7%)
	中学校	4,940	5,424	484(9.8%)	297	322	25(8.4%)

⇒ 県平均では、単価上昇率が消費税増税分（3%）を超えていることから、複数の自治体で平成21年度以降、実質的な学校給食費を増額していると思われる。特に、中学校の単価に格差が生じている。

4. 印西市と近隣自治体の比較

区 分	小学校（650kcal）		中学校（830 kcal）		年間給食 実施回数
	月額	単価(円/食)	月額	単価(円/食)	
印西市	4,620	267	5,140	297	190
船橋市	4,940	302	5,400	330	180
佐倉市	4,857	288	5,700	354	小 185/中 177
成田市	4,780	270	5,500	310	193
我孫子市	4,500	270	5,300	320	182
八千代市	5,000	265	6,000	317	188
柏市	4,500	260	5,300	305	188
白井市	4,500	260	5,300	310	189
富里市	4,490	260	5,350	310	190
八街市	4,430	256	5,060	293	189
鎌ヶ谷市	4,270	255	4,860	291	184

⇒ 特に中学校では、1食単価の低さと物価上昇が重なり、価格重視の食材選定の結果、必要とされる栄養価を維持しつつ良質で多様な食材を使用することが困難となっている。

5. 賄材料費（食材料費）の現状について

※全学校給食センターにおける賄材料費の変動幅が大きい食材例

品 名	規格 単位	平均月 購入 単位	単価(円)【消費税抜き】		変動幅		調達差額 (円)
			平成 22 年	令和 4 年	価格(円)	割合(%)	
お米	1 kg	10,700	310	358	48	115%	513,600
牛乳	1 本	192,600	43.91	51.14	7.23	116%	1,392,498

※中央学校給食センターにおける賄材料費の変動幅が大きい食材例

品 名	規格 単位	平均月 購入 単位	単価(円)【消費税抜き】		変動幅		調達差額 (円)
			平成 30 年	令和 4 年	価格(円)	割合(%)	
なたね油 (一斗缶)	一斗 缶	40	2,650	5,250	2,600	198%	104,000
なたね油 (ペット)	1.5L	30	376	480	104	128%	3,120
豚肩ロース 切身	50g	3,450	69	80	11	116%	759
食パン (包装)	50g	3,450	49.5	58.05	8.55	117%	423

※牧の原学校給食センターにおける賄材料費の変動幅が大きい食材例

品 名	規格 単位	平均月 購入 単位	単価(円)【消費税抜き】		変動幅		調達差額 (円)
			平成 30 年	令和 4 年	価格(円)	割合(%)	
キャノーラ 油	一斗 缶	26	2,600	5,600	3,000	220%	78,000
まぐろ水煮ラ イトフレーク	1 kg	55	785	1,030	245	130%	13,475

⇒ 使用頻度の高いお米、牛乳、油をはじめ、食材全般の価格が高騰している。特に油は価格が激変している。
また、調味料のうち、みりん・ワイン・日本酒は、軽減税率（8％）の対象外であり、令和元年度の給食費改定で 2％分の調達コストを吸収できていない。

6. 今後の学校給食費について

印西市の学校給食費については、平成 26 年度に消費税率の改定に伴い価格改定を実施しましたが、実質、平成 21 年度以降、13 年間見直しがされていません。

今後、賄材料費の価格高騰及び特に中学校における栄養バランスの取れた献立維持のため、早期に価格の見直しが必要と考えます。

(1) 我が国における食料の消費者物価指数の推移

(総務省／消費者物価指数より)

■ 我が国における食料の消費者物価指数の推移

【食料の消費者物価指数の推移（全国）2012年1月～2022年4月】

図 1



（出典：総務省「消費者物価指数」）

注 1：生鮮食品は、生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物。

注 2：2014年4月及び2019年10月の上昇は主に消費税率引上げによるもの。

注 3：2021年8月に基準年を2015年から2020年に変更。

1 全 国

第1表 消費税率改定後の消費者物価指数

年 月	指 数	食 料			衣 料				
		生鮮食品 （除く生鮮果物）	生鮮食品 （除く生鮮果物）	食 料	生鮮食品 （除く生鮮果物）	生 産 品	生 産 品	生 産 品	
2012 年 1 月	100.0	98.6	98.7	98.9	96.3	97.0	98.5	98.4	98.7
2013 年 1 月	98.5	98.5	98.5	98.2	95.9	97.3	98.2	98.2	98.2
2014 年 4 月	100.0	100.0	100.2	99.8	99.7	99.0	99.4	102.5	97.7
2015 年 1 月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2016 年 1 月	99.8	99.8	99.8	99.5	100.0	99.8	100.2	100.8	101.3
2017 年 1 月	100.1	100.1	100.2	100.3	101.1	100.2	100.1	100.8	99.6
2018 年 1 月	99.8	99.8	100.0	99.9	99.8	100.1	100.0	100.5	100.1
2019 年 1 月	100.0	100.0	100.0	100.2	101.1	100.0	100.0	99.8	99.9
2020 年 1 月	100.1	99.8	99.8	101.0	101.0	99.8	100.0	98.5	99.4
2021 年 1 月	99.8	99.7	99.8	101.0	101.0	99.8	100.0	98.7	99.8
2022 年 1 月	99.8	99.7	99.9	99.4	99.9	99.8	100.0	97.1	101.6
2022 年 4 月	99.8	99.8	99.9	99.8	99.8	99.8	100.0	96.3	101.8
2022 年 5 月	99.8	99.8	100.2	100.0	100.0	99.8	100.4	98.1	101.2
2022 年 6 月	99.9	99.9	100.1	99.8	97.2	99.8	100.5	98.4	101.3
2022 年 7 月	99.9	100.1	100.2	99.1	94.6	99.8	100.5	97.3	101.4
2022 年 8 月	99.1	99.3	99.1	99.0	92.4	99.8	100.8	98.8	101.4
2022 年 9 月	99.4	99.5	99.2	98.3	95.7	100.0	100.8	98.0	101.5
2022 年 10 月	99.5	99.5	99.2	98.9	99.2	100.0	100.5	98.1	101.7
2022 年 11 月	99.7	99.3	99.4	98.8	96.3	100.1	100.8	102.0	102.3
2022 年 12 月	99.7	99.8	99.3	99.9	95.7	100.0	100.7	99.0	102.2
2023 年 1 月	100.1	99.3	100.4	100.8	100.8	100.0	100.7	103.1	101.6
2023 年 2 月	99.9	99.2	99.2	100.8	101.4	100.7	100.7	104.4	101.7
2023 年 3 月	100.1	100.1	99.2	100.8	99.9	101.0	100.7	102.1	101.8
2023 年 4 月	100.1	100.0	99.1	100.2	100.8	100.9	100.7	101.1	101.0
2023 年 5 月	100.3	100.1	99.0	102.0	106.5	101.2	100.7	108.3	100.8
2023 年 6 月	100.7	100.5	99.2	102.0	107.1	101.5	100.8	111.7	100.5
2023 年 7 月	101.1	100.9	99.5	102.5	105.9	101.9	100.8	113.3	101.8
2023 年 8 月	101.5	101.4	99.9	102.9	105.9	102.4	101.6	114.3	103.7
2023 年 9 月	101.8	101.5	100.1	103.4	107.0	102.6	101.1	116.2	105.6

価格見直しの試算（参考）

総務省が公表する食品の消費者物価指数（H26.4～R4.5 の上昇分：11.3%）

	現単価	改定単価（例）	改定月額（例）
小学校	267 円	267 円 + (267 円 × 11.3%) = 297 円 (+ 30 円)	4,620 円 + 510 円 = 5,130 円
中学校	297 円	297 円 + (297 円 × 11.3%) = 330 円 (+ 33 円)	5,140 円 + 560 円 = 5,700 円

※令和 3 年度千葉県平均の 1 食単価は、小学校 269 円、中学校 322 円で、その差額は 53 円となります。上記の適用率 11.3% の場合における小学校 1 食単価 297 円を基準とし、その額に 53 円を加算すると、中学校は 1 食単価 350 円、月額 6,040 円となります。

7. 第 3 子以降の学校給食費無償化

- ・保護者への周知（事業目的、補助の要件、申請方法）

⇒10 ページ

- ・歳出補正予算（37,574 千円）

⇒令和 4 年第 2 回市議会定例会において予算案可決

- ・補助金交付要綱

⇒12 ページ（令和 4 年 6 月 24 日公示、同日施行）

印西市第3子以降の学校給食費無償化制度の実施について

市では、第3子以降の児童・生徒に係る学校給食費負担者（以下「保護者」）の子育てに要する費用の負担を軽減するため、令和4年9月から印西市立小中学校に就学する第3子以降の学校給食費の無償化を実施します。

無償化の対象となる要件

以下の(1)から(4)を全て満たしている保護者が対象となります。

- (1) 保護者が3人以上の子を扶養していて、その扶養している子のうち、年齢の高い順から数えて3人目以降の子が、印西市立小中学校で給食の提供を受けている。
- (2) 保護者が扶養している子と生計を一にしていること。
- (3) 生活保護又は就学援助制度等で学校給食費の支援を受けていないこと。
- (4) 学校給食費に滞納がないこと。

無償化の対象となる児童生徒の例（丸囲み数字が扶養している子等）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生①	高校生②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例2	大学生①	無就労無就学②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例3	大学生①	高校生②	中学生③	私立中学生④	中学生③
例4	就労者	大学生①	中学生②	小学生③	小学生③
例5	無就労無就学①	就労者	中学生②	中学生③	中学生③

申請方法・申請期限

- (1) 第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼同意書（以下「申請書」）に必要事項を記入し、裏面にある申請書の提出先に令和4年7月29日（金）までに提出してください。

※申請書が必要な方は、各学校に申し出ていただくか又は市ホームページから（http://inzai.ed.jp/kyusyoku/?page_id=137）ダウンロードしたものをご使用ください。

※保護者からの申請（同意）に基づき、補助金を保護者が負担すべき学校給食費に充てる方法で保護者が負担する学校給食費の無償化を図ります。

※翌年度以降も対象要件に当てはまる場合は、年度ごとに申請が必要となりますので、その際は改めてご案内します。

（裏面へ）

(2) 扶養していることが確認できる書類として、印西市立小中学校に就学している子を除いた全ての子の健康保険証の写しを申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。

その際、被保険者の記号番号及び保険者番号の箇所を黒塗りするようにしてください。

※提出時に黒塗りしていない場合は、こちらで施すようにします。

申請書の提出先

学校に提出 (対象者が印西市立小中学校に複数 名いる場合はいずれかに提出してく ださい。)	任意の封筒に「給食費補助金申請書」 と記入のうえ、学校、学年、クラス、 児童生徒名を記載し、封入してくださ い。
中央学校給食センターに提出	直接持参若しくは下記宛に郵送にて 提出してください。 〒270-1369 印西市鹿黒南 1-5 学校給食課給食管理係

申請期限を過ぎた場合、9月からの無償化の適用を受けられない場合がありますので、要件を満たしている方は、速やかに申請書を提出してください。

決定通知

申請書の審査の結果を記載した決定通知書を後日、学校を通じて配付します。

世帯の状況に変更が生じた場合

決定通知後、世帯の状況に変更が生じた場合(扶養している人数の変更等)は、変更の届出が必要となりますので、学校給食課までご連絡ください。

令和4年7月29日以降の申請

令和4年7月29日以降で、新たに無償化の要件(市外から転入・扶養する子が増えたなど)を満たすこととなった場合は、随時申請を受け付けており、申請を受け付けた月の翌月分から学校給食費が無償化となりますので、上記と同様に申請書を提出してください。



ホームページは
こちらからも



問い合わせ先
印西市教育委員会学校給食課
電話番号 33-3316

記入例

第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼同意書

令和〇年〇月〇〇日

(あて先) 印西市長

申請者 (保護者)	ふりがな	いんざい たろう
	保護者氏名	印西 太郎
	住 所	印西市鹿黒南〇-〇
	電話番号	- 〇〇-〇〇〇〇 (日中連絡先) 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	E-mail	メールアドレスは記入しなくても可

印西市第3子以降学校給食費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり第3子以降の学校給食費の補助を申請します。

扶養している子の状況（子の年齢を問わず扶養している子を全て記入してください。）						
	ふりがな 氏 名	生年月日	在籍している学校 (印西市立学校のみ)	学年	被保険者証 添付※1	備考
1	いんざい じろう	S		年	☒	
	印西 次郎	H R 〇年〇月〇日				
2	いんざい さぶろう	S		年	☒	
	印西 三郎	H R 〇年〇月〇日				
3	いんざい はなこ	S	〇〇小学校	5年	☐	◎
	印西 花子	H R 〇年〇月〇日				
4	氏名欄は、年齢の上の子から順番に記入してください。 未就学の子は、記入の必要はありません。			年	☐	
5		H 年 月 日 R		年	☐	
6		S H 年 月 日 R		年	☐	
7		S H 年 月 日 R		年	☐	
8		S H 年 月 日 R		年	☐	

- ※1 扶養している子の被保険者証（健康保険証）の写しを裏面に添付貼り付けし、チェックを入れてください。印西市立学校で学校給食の提供を受けている子の写しはいりません。
- ※ 補助の対象となる児童・生徒は扶養している子のうち、年齢の高い方から数えて3番目以降で、かつ、印西市立学校で学校給食の提供を受けている子です。
- ※ 第3子以降となる児童・生徒については、備考欄に◎を付けてください。

(裏面に続く)

(裏面)

扶養事実申立書

この申請書に記載の子を扶養していることに相違ありません。

申請者氏名 印西 太郎

同意書

1 この申請書及び添付書類の内容を確認するため、私及び私の属する世帯員の以下の事項について同意します。

なお、このことについて、私の属する世帯員の同意を得ています。

(1) 住民基本台帳の住民情報及び生活保護・就学援助の受給状況等の情報を教育委員会が確認すること。

(2) 学校給食費に関する支援の受給状況等を教育委員会と印西市で調査・確認すること。(市外からの転入の場合等)

2 第3子以降学校給食費補助金に係る実績報告及び請求に係る権限を市長に委任し、並びに交付を受けるべき補助金と当該交付を受けるべき補助金の対象となる期間において負担すべき学校給食費とを市長が相殺することに同意します。

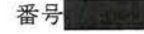
申請者氏名 印西 太郎

※扶養事実申立書、同意書ともに、記載している申請者(保護者)が必ず自署してください。

【被保険者証(健康保険証)の写し 貼り付け欄】

※表面に「扶養している子」として記載した子の被保険者証(健康保険証)の写し(コピー)を貼り付けてください。その際、被保険者の記号番号及び保険者番号の箇所を黒塗りするようにしてください。

健康保険 家族(被扶養者)
被保険者証
記号  番号  写 
氏名 印西 次郎
保険者番号  (QRコードがある場合)

健康保険 家族(被扶養者)
被保険者証
記号  番号  写 
氏名 印西 三郎
保険者番号 

記号番号及び保険者番号の箇所を黒塗りしてください。

提出時に黒塗りしていない場合は、こちらで施すようにします。

①補助金請求等の事務手続を市が代行すること。

②市が交付する補助金と市が請求する学校給食費とを相殺すること。(これにより無償化となります。)

①②に同意しますという趣旨になります。

印西市第3子以降学校給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第3子以降の児童及び生徒に係る学校給食費負担者の子育てに要する費用の負担を軽減するため、第3子以降の学校給食費の補助に関し、予算の範囲内において交付する補助金について、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の要件)

第2条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校給食費負担者が子等を3人以上扶養しており、その扶養している者のうち、最年長者及び2番目の年長者である者を除いた者に、本市が設置している学校で学校給食を受けさせていること。
- (2) 学校給食費負担者が扶養している子等と生計を一にしていること。
- (3) 学校給食費負担者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けていないこと。
- (4) 学校給食費負担者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による就学援助その他国又は地方公共団体の施策による給付であって学校給食費に関するものを受けていないこと。
- (5) 学校給食費負担者が負担すべき学校給食費に滞納がないこと。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となるのは、印西市学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第12号）第8条に定める学校給食費とする。

(補助の申請)

第4条 補助を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、第3子以降学校給食費補助金交付申請書兼同意書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、申請者は、補助金に係る実績報告及び請求に関する権限を市長に委任し、並びに交付を受けるべき補助金と当該交付を受けるべき補助金の対象となる期間において負担すべき学校給

食費とを市長が相殺することに同意すること。

（補助の申請期限）

第5条 申請者は、前条に規定する補助の申請を別に定める期限までに行うものとする。

（補助の決定）

第6条 市長は、第4条の規定による補助の申請があったときは、その内容を審査し、補助の可否を決定したときは、第3子以降学校給食費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（状況の変更等）

第7条 前条の規定により補助の決定を受けた者は、世帯の状況に変更が生じたときは、第3子以降学校給食費補助金状況変更届（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更届が提出されたときは、その内容を審査し、第3子以降学校給食費補助金変更決定通知書（別記第4号様式）により、補助の決定を受けた者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、第6条の規定により補助の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助を取消し、補助した学校給食費に相当する額を請求する。

（1）虚偽の申請をしたとき。

（2）第2条各号の規定に該当しなくなったとき。

（3）書類審査の結果、前各号に該当すると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助を取消したときは、第3子以降学校給食費補助金取消決定通知書（別記第5号様式）により、補助の取消しを決定した者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

第2号様式（第6条）

第3子以降学校給食費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

印西市長

年 月 日付けで申請のありました第3子以降学校給食費の補助については、印西市第3子以降学校給食費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助対象 児童・生徒名	
在学校名	印西市立 小学校・中学校
	印西市立 小学校・中学校
	印西市立 小学校・中学校
補助期間	年 月 分から 年 月 分まで
備考	※却下の場合、理由を記載

※世帯の状況が変わった場合は、印西市第3子以降学校給食費補助金交付要綱第7条第1項により、第3子以降学校給食費補助金状況変更届（別記第3号様式）の提出が必要です。

第3号様式（第7条）

第3子以降学校給食費補助金状況変更届

年 月 日

（あて先）印西市長

住 所
申 請 者 氏 名
電 話 番 号

印西市第3子以降学校給食費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、以下のとおり状況変更を届け出ます。

1 住所変更

変更前	
変更後	
理 由	

2 氏名変更

変更前	
変更後	
理 由	

3 その他変更が生じた内容

変更前	
変更後	
理 由	

※添付書類：変更内容が確認できる書類

第4号様式（第7条）

第3子以降学校給食費補助金変更決定通知書

年 月 日

様

印西市長

年 月 日付けで状況変更の届け出のありました第3子以降学校給食費補助金状況変更届については、印西市第3子以降学校給食費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

変更の内容	
1	児童・生徒の氏名
2	学校名・学年 学校 年
3	補助対象期間 年 月 分から 年 月 分まで
特記事項	

第5号様式（第8条）

第3子以降学校給食費補助金取消決定通知書

年 月 日

様

印西市長

年 月 日に決定した第3子以降学校給食費補助については、印西市第3子以降学校給食費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり取消しを決定しましたので通知します。

記

補助取消対象 児童・生徒名	
在学校名	印西市立 小学校・中学校 印西市立 小学校・中学校 印西市立 小学校・中学校
補助決定期間	年 月 分から 年 月 分まで
補助取消決定日	年 月 日
補助取消決定期間	年 月 分から 年 月 分まで
補助取消理由	

※補助金取消決定期間のうち、既に補助を受けた期間があった場合は、別途通知により、納入するものとする

(5) 食に関する指導等について（令和3年度実績）

(1) 指導内容

①栄養教室

小学校1年生は、給食ができるまでの過程や食事のマナーや給食当番の用意について学んだ。小学校3年生では、「野菜」の働きや必要な量について学習し、食べる意欲へとつなげることができた。

②小児生活習慣病予防検診の事後指導

小学校5年生では、養護教諭とT.T.で、「生活習慣病を予防しよう」という学習を行い、生活習慣病を防ぐ食生活のポイントや、「バランスのとれた食事として、主食・主菜・副菜を揃えて食べること」について学んだ。中学校1年生では、「バランスの良い朝食を食べて生活習慣病を予防しよう」というテーマで授業を行った。朝食と生活習慣病の関係を伝え、自身の朝食をステップアップさせるにはどうしたらよいか考えた。

③食育の授業

小学校2年生は、食べ物の働きについて学び、小学校4年生は朝食の役割について、小学校6年生はバランスのよい朝食について学んだ。

④給食時間の食の指導

給食時間中の巡回指導については、食事中の指導はせず、配膳や下膳の様子など給食の状況を確認する事を基本とした。視覚的な教材を使うなど、感染予防対策に配慮・工夫を行い、旬の食材・献立内容・食材・姿勢・配膳などについて伝えた。また、放送を使用し、食材のクイズや、当日の給食献立や食材について、子どもたちから伝えてもらうことで、食に関する知識・興味を深めた。

⑤その他 食に関する指導

小学校では、「だしについて」「牛乳のひみつ」「給食の献立を考えよう」「成長期の栄養」「運動必要摂取量について」「食品ロス」「五大栄養素について」などの内容で指導を実施し、よりよい食事をしようとする意識を高めた。中学校1、2年生の家庭科では、バランスの良い食事について学習し、1食分の献立を考える授業を行った。授業後には、生徒が考案した献立を給食のメニューに採用した。

中学校1年生では朝自習等の時間に「中学生の成長と栄養の特徴」、中学校2年生では「スポーツ栄養」「地産地消について」「カルシウム」「朝食」、中学生3年生では「脳の働きを良くする食生活」「受験期の食事」というテーマで指導した。給食に対する関心が高まり、生徒の様子を知ることができた。

⑥見学会

新型コロナウイルス感染予防対策の可能な施設のみの実施とした。
小学生の参加があり，調理作業の様子を見学し，食に対する関心を高めた。

⑦家庭教育学級

各給食施設および学校で，給食の概要説明（施設，機械類，給食内容等），生活習慣病や印西市の食育推進計画に関わる事項，子どもの食生活，味覚の成長などをテーマに講話し，正しい食習慣の大切さを伝えた。新型コロナウイルス感染予防のため，会場は対策の可能な施設のみの実施とし，給食の試食は行わなかった。

⑧その他

給食のホームページでは，各施設で毎日の給食写真や一言を掲載し，家庭への発信につとめた。教職員向けマニュアル「新型コロナウイルス感染症に対応した給食について」，児童生徒用掲示資料「給食時間のすごしかた」を作成し，各学校での給食時間の感染予防対策についての共通理解を図った。

（２）実施状況

指導内容 (対象)		印旛学校 給食センター		中央学校給食センター				牧の原学校 給食センター	
				第一調理場		第二調理場			
		小学校 5 校 中学校 2 校		小学校 7 校		小学校 6 校		中学校 7 校	
		学校数 (校)	回数 (回)	学校数 (校)	回数 (回)	学校数 (校)	回数 (回)	学校数 (校)	回数 (回)
① 栄養教室	小 1	5	9	7	17	6	17	-	-
	小 3	5	9	6	13	5	12	-	-
② 生活習慣 予防検診 事後指導	小 5	5	8	7	15	6	11	-	-
	中 1	2	6	-	-	-	-	7	8
③ 食育の授業	小 2	5	10	5	14	3	6	-	-
	小 4	5	9	5	13	5	13	-	-
	小 6	5	7	4	10	4	6	-	-
④ 給食時間の指導		6	230	3	344	4	115	7	42
⑤ その他食に関する指導		7	28	3	23	3	13	7	70
⑥ 見学会		0	0	2	6	1	2	0	0
⑦ 家庭教育学級		0	0	2	2	0	0	0	0

** 献立作成上の注意点 **

1. 学校給食摂取基準を満たすこと。
2. 食品構成を考慮すること。(不足しがちな芋, 豆, 大豆製品, 海藻類を取り入れる工夫をする)
3. 児童生徒の嗜好を考慮し, 地域の実情に即した献立であること。
 - (1) 加工食品の使用はできるだけ控え, 使用する場合は内容を吟味して決定すること。※できるだけ国産品(なおかつ千葉県産)を選ぶこと。
 ※主となる原材料および加工地が中国産の食品は避けること。
 - (2) 塩分は小学校中学年 2.0 g 未満, 中学校 2.5 g 未満とする。
 - (3) 同じ食品の使用が続かないようにする。(特に主菜)
 - (4) 可能な限り手作りが望ましいが, 下処理及び調理にかかる時間配分を考慮して, 衛生的及び安全な作業ができるように配慮する。
 - (5) 地産地消を意識し, できる限り地場産物の利用を心がけること。
4. パンの種類及び小麦粉重量について
 - (1) 学校給食用基本パン(食パン・コッペパン)及び学校給食用加工パンを使用し, 発達段階に応じた大きさを考慮する。
 - (2) その他のパンを使用する場合は, 一日の栄養量が不足しないように配慮する。
5. 米飯について
 - (1) 週 4 回を基準とする。
 - (2) 一人の分量は小学校 65 g 以上, 中学校 100 g 以上とする。
6. 牛乳は毎日つけること。
7. 献立計画に基づいた献立とすること。(献立年間計画参照)
8. 季節感を考慮すること。
9. 経済的であること。
 - 1 食単価は小学校 267 円, 中学校 297 円とし, 月ごとの価格差ができるだけ出ないように努力する。(年度末に上がる傾向がある。)
10. 衛生上安全であること。

文部科学省「学校給食衛生管理基準」及び日本スポーツ振興センター「学校給食における食中毒防止の手引」等を参照し, 衛生管理に努めること。
11. 給食施設, 設備, 調理従事者数, 器具, 食器等を考慮した献立とすること。
12. 児童が配食しやすく, 量を均等に配分できる献立であるよう考慮すること。

(特に 4 月の小学校 1 年生)
13. 月始めはアレルギーのある児童・生徒に配慮し, アレルゲンの少ない献立や材料がわかりやすい献立を心がけること。

** 献立年間計画 **

月	行事	行事食	紹介したい旬の食材	印西産	各月の料理例
4	入学式	入学お祝い給食	野菜：筍 ふき うど さやえんどう 新キャベツ 新玉ねぎ 三つ葉 果物：いちご 美生柑 清見オレンジ 魚介：カツオ タイ ひじき	きゅうり 長ねぎ	筍ごはん 若竹汁 キャベツのゆかり和え カツオ料理 ひじきのマリネ
5	端午の節句 八十八夜	柏もち・草もち	野菜：アスパラガス グリンピース わらび 新じゃがいも そら豆 さやいんげん 果物：メロン 魚介：カツオ カレイ アサリ わかめ	パパイアメロン 大根 ねぎ きゅうり	グリンピースごはん 新じゃがのそぼろ煮 グリーンサラダ
6	歯と口の 健康週間 県民の日 食育月間	かみかみメニュー 千葉県の郷土料理	野菜：にんじん 枝豆 にら かぼちゃ 果物：メロン さくらんぼ うめ 杏 びわ 魚介：イワシ マグロ アジ スズキ	トマト 大根 きゅうり にんじん すいか	イワシ料理 にら豚汁 人参サラダ
7	七夕 土用丑の日	七夕料理 うなぎ料理	野菜：きゅうり トマト とうもろこし とうがん レタス ピーマン オクラ ゴーヤ なす 果物：すいか 魚介：アジ イカ	きゅうり とうもろこし じゃがいも なす	夏野菜カレー うなぎのかば焼き
9	十五夜（9 ～10月） 秋の彼岸 運動会	お月見献立 おはぎ 運動会がんばろう 献立	野菜：さつまいも さといも 落花生 果物：梨 ぶどう いちじく 魚介：サンマ サケ イセエビ	じゃがいも トマト 梨 ごぼう	大学いも けんちん汁 サケ料理 さつま芋ご飯
10	目の愛護デー ハロウィン 新米の収穫	ブルーベリー	野菜：さつまいも きのこと類 ごぼう 大豆 果物：柿 りんご 栗 ぶどう 魚介：サンマ サバ イワシ キンメダイ	さつまいも じゃがいも	栗ごはん きのこごはん きんぴらごぼう
11	七五三 勤労感謝の日 和食の日	地産地消デー いい歯の日	野菜：かぶ だいこん じゃがいも ごぼう ほうれんそう やまといも 果物：りんご 柿 みかん キウイフルーツ 魚介：サバ ブリ タラ	大根 ねぎ 白菜 さつまいも ごぼう	サバ料理 揚げごぼう
12	冬至 クリスマス	ゆず料理 かぼちゃ料理 クリスマス献立	野菜：白菜 ブロッコリー れんこん 春菊 キャベツ 果物：りんご みかん 魚介：ブリ イワシ タラ 海苔	にんじん 大根 生姜 ねぎ 白菜 さつまいも かぶ ごぼう	白菜のシチュー 春菊のごまあえ ブリ料理
1	お正月 七草・鏡開き 学校給食週間	お正月料理	野菜：ねぎ カリフラワー 小松菜 水菜 にんじん だいこん 春菊 果物：きんかん ポンカン いちご 魚介：ワカサギ イカ	だいこん 生姜 ねぎ 白菜 さつまいも 人参 かぶ ゆい いちご	雑煮 ワカサギ料理
2	節分 立春 バレンタイン	大豆料理 イワシ料理	野菜：かぶ ほうれん草 にんじん 春菊 果物：いよかん はっさく デコポン 魚介：サワラ イカ ホタテ タコ	にんじん ゆい だいこん ねぎ 白菜 かぶ 生姜	サワラ料理 大豆の磯煮
3	桃の節句 卒業式	桜もち ひしもち 卒業祝い献立	野菜：新キャベツ セロリ 菜の花 果物：いちご レモン 清見オレンジ 魚介：カタクチイワシ ハマグリ わかめ	長ねぎ いちご	ちらしずし 菜の花和え 赤飯

R3年度 印西市学校別残菜率

センター	月	4	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3	平均 (%)
	学校名												
中央第一センター	小林小	13.6	15.1	18.8	16.3	14.5	15.5	13.0	12.1	13.4	13.4	11.2	14.3
	木刈小	10.4	11.5	13.2	11.6	12.5	14.9	12.0	10.0	11.3	11.8	8.5	11.6
	原山小	11.3	11.7	10.7	9.6	10.2	11.4	10.1	6.9	6.9	7.9	6.2	9.4
	高花小	9.2	9.8	11.3	9.6	11.3	11.5	9.6	8.5	8.4	10.0	7.5	9.7
	小林北小	10.6	12.0	14.0	13.5	11.9	13.2	10.6	9.0	11.3	12.0	8.5	11.5
	原小	11.2	13.2	14.8	11.8	12.7	13.3	11.1	10.1	10.4	11.7	9.3	11.8
	滝野小	11.8	13.5	16.8	12.5	15.1	14.6	13.1	12.4	12.3	13.2	11.0	13.3
中央第二センター	木下小	4.9	7.3	7.2	8.3	9.4	7.3	5.7	6.7	7.6	7.9	6.0	7.1
	大森小	5.0	7.9	7.4	7.7	9.1	6.9	4.7	5.6	6.6	6.7	5.4	6.6
	船穂小	7.8	9.1	11.2	13.3	14.0	8.4	7.2	7.5	5.7	7.2	5.9	8.8
	内野小	7.7	11.0	13.8	16.5	17.0	12.5	12.3	12.4	10.0	11.7	9.8	12.2
	小倉台小	10.4	13.8	13.5	16.1	18.1	13.5	12.5	12.8	11.7	14.0	12.1	13.5
	西の原小	8.2	10.7	8.7	11.1	11.3	9.5	8.2	8.9	8.8	8.8	7.8	9.3
印旛センター	六合小	8.1	9.3	8.7	9.2	8.1	8.5	6.7	6.9	5.2	5.7	7.4	7.6
	平賀小	11.8	13.8	13.1	10.3	13.7	9.2	9.7	8.3	8.0	8.6	8.4	10.4
	いには野小	7.0	7.5	7.4	7.3	9.2	8.1	7.0	6.0	6.1	7.4	9.1	7.5
	牧の原小	13.7	13.8	15.0	14.8	12.8	13.0	12.8	11.1	13.0	13.2	13.9	13.4
	本埜小	9.1	9.8	10.3	11.3	8.8	10.4	7.4	7.1	8.9	5.3	5.9	8.6
	本埜中	9.6	11.6	11.4	10.8	12.3	6.8	3.4	2.2	3.7	2.3	2.3	6.9
	印旛中	12.1	12.5	13.9	14.4	16.9	17.7	15.2	13.2	14.1	15.7	14.7	14.6
牧の原センター	印西中	9.7	11.6	12.7	11.3	14.1	13.7	11.8	9.1	11.2	11.7	10.1	11.5
	船穂中	16.6	20.9	20.4	18.5	21.0	22.5	20.0	16.3	19.0	19.3	16.1	19.1
	木刈中	16.2	19.0	20.3	18.2	21.8	22.2	17.2	12.9	16.4	14.1	11.9	17.3
	小林中	16.7	18.8	19.7	18.2	22.1	22.2	19.6	15.8	19.2	20.9	16.9	19.1
	原山中	13.8	16.6	17.3	16.2	19.2	19.3	16.8	12.6	14.1	16.0	9.1	15.5
	西の原中	15.6	20.0	19.4	18.4	21.9	23.8	18.9	14.8	21.0	19.6	15.2	19.0
	滝野中	11.0	13.1	12.4	13.0	16.0	16.8	13.8	11.5	12.5	13.4	11.1	13.1
	月平均 (%)	10.9	12.8	13.5	13.0	14.3	13.6	11.5	10.0	11.0	11.5	9.7	12.0

(6) (仮称) 新高花学校給食センター建設事業について

1 事業目的

近年における千葉ニュータウン等の急激な宅地開発により、児童生徒数が大幅に増加し、既存の3学校給食センターでは調理能力が不足する恐れのあることから、令和3年5月に「改訂印西市学校給食センター整備基本計画」を策定し、増加する食数に対応するため、(仮称) 新高花学校給食センターを建設するものです。

2 現在の学校給食センターの稼働状況 (R4.5.1現在)

中央学校給食センター	調理能力	6,000食	(6,339食提供)
牧の原学校給食センター	調理能力	3,000食	(2,848食提供)
印旛学校給食センター	調理能力	2,000食	(1,996食提供)
合 計	調理能力	11,000食	(11,183食提供)

3 今後における給食の必要食数 (推計値)

現在 (令和4年度)	11,183食	(調理能力を超過)
令和9年度	13,252食	(食数のピーク)

※別添資料あり

4 (仮称) 新高花学校給食センターの整備概要

- (1) 建設場所 印西市高花一丁目1番地 (旧高花学校給食センター跡地)
- (2) 敷地面積 5,844㎡
- (3) 調理能力 3,000食 (4センター合計14,000食まで対応可)
- (4) 開設時期 令和6年度早期

5 総事業費

約21億円

6 整備スケジュール

令和3年11月～令和4年9月	基本及び実施設計
令和4年10月～令和5年1月	入札、工事契約
令和5年1月～令和6年2月	工事
令和6年3月～	運営準備
令和6年度早期	開設、給食提供開始

【別添資料】

R 2 時点	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	7,466	7,728	7,982	8,057	7,952	7,735	7,497	7,152	6,792	6,441	6,147	5,863
生徒数	3,275	3,447	3,559	3,658	3,727	3,901	3,973	4,060	4,054	4,003	3,808	3,643
開発予測児童・生徒数	84	139	192	238	284	411	520	629	737	817	817	817
計	10,825	11,314	11,733	11,953	11,963	12,047	11,990	11,841	11,583	11,261	10,772	10,323
必用食数 (×1.1)	11,908	12,446	12,907	13,149	13,160	13,252	13,189	13,026	12,742	12,388	11,850	11,356